

第四次長野市地域福祉計画の策定について

1

保健福祉部福祉政策課

1 計画の目的と計画策定の根拠

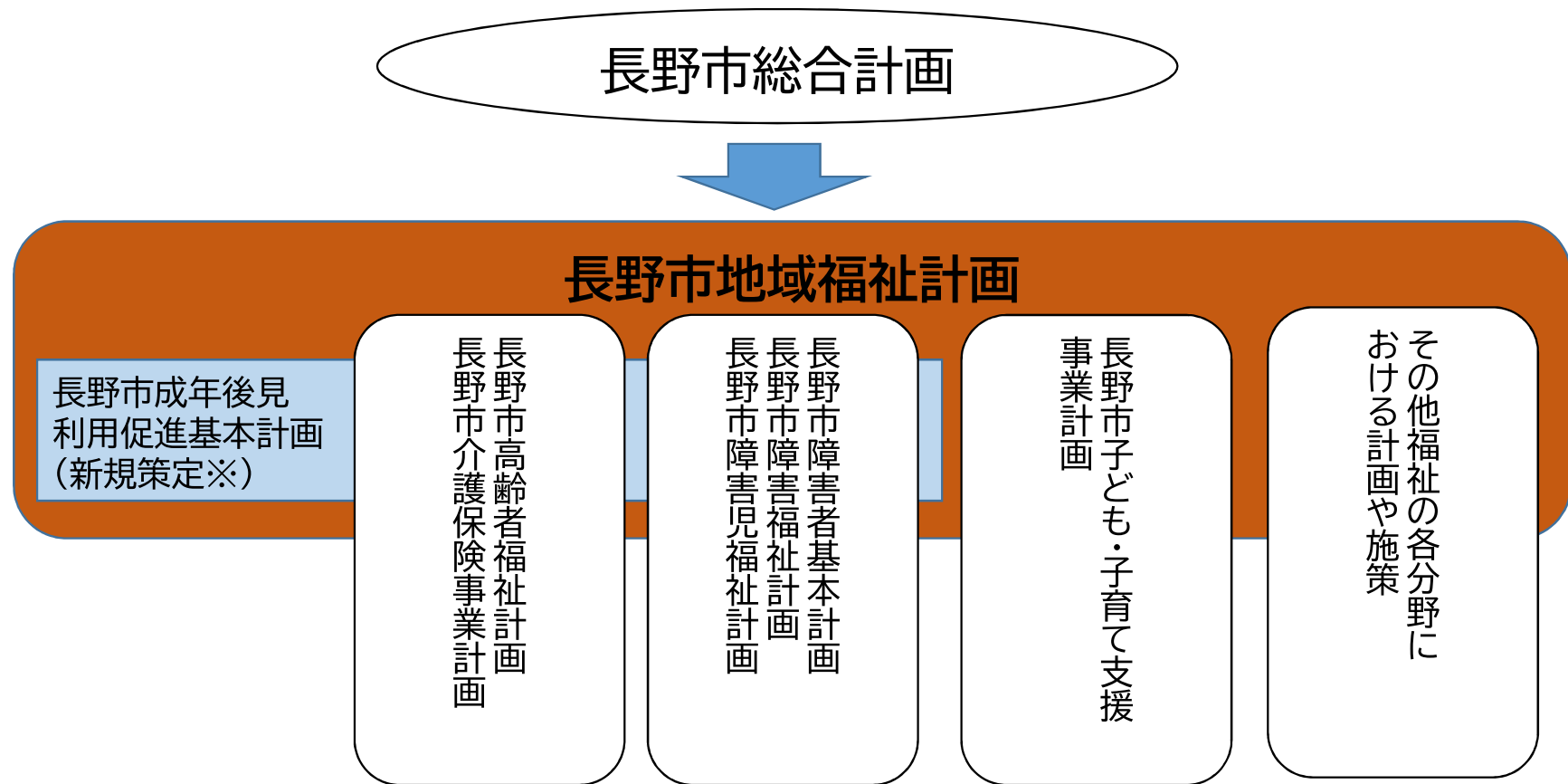
社会福祉法第107条の規定に基づく、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画
平成28年度策定の第三次長野市地域福祉計画が令和3年度に終了するため、令和4年度を初年度とする「第四次長野市地域福祉計画」を策定するもの

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

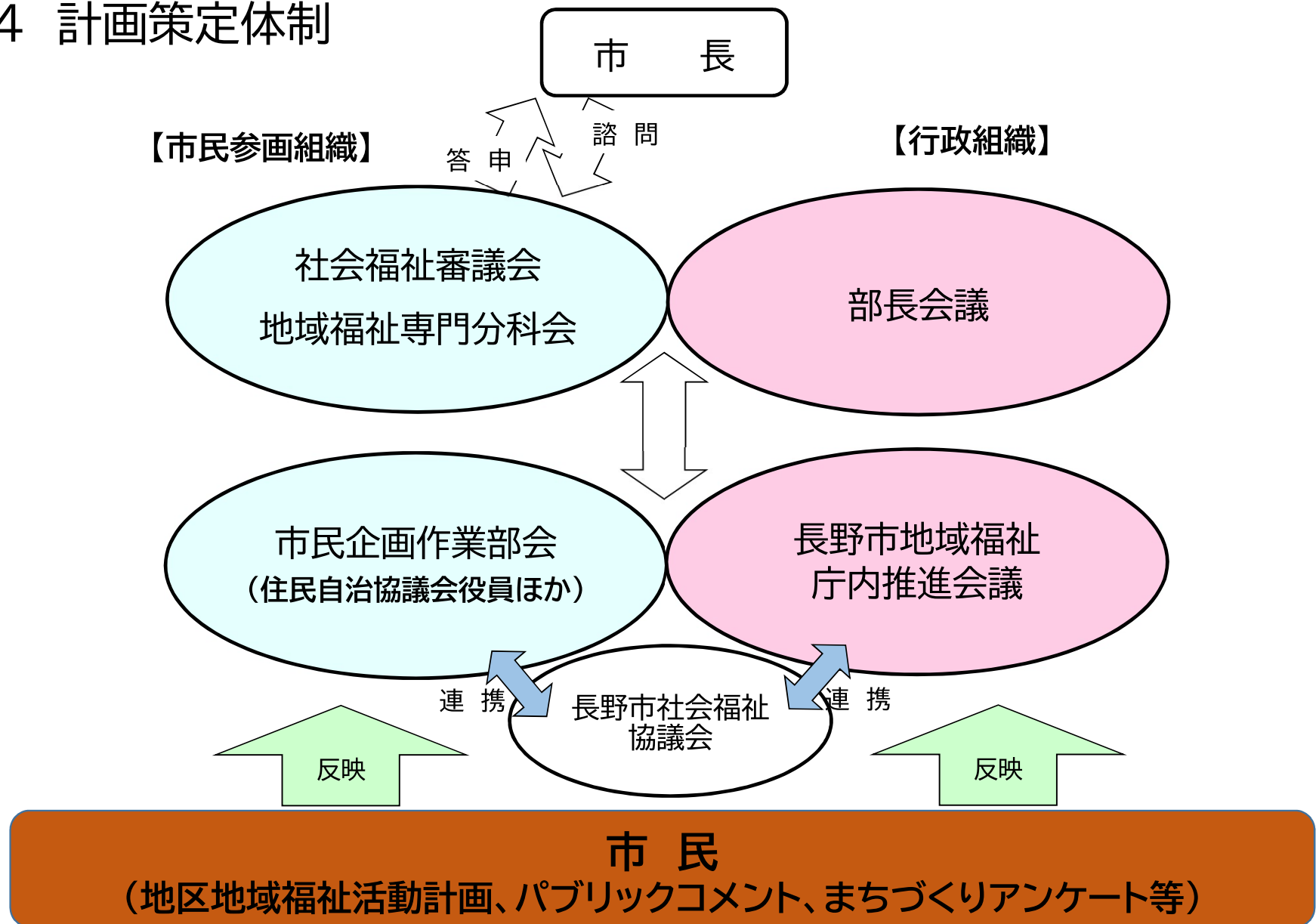
3 計画の位置付け

社会福祉法第107条において、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられている。



※成年後見制度の利用の促進に関する法律(H28.5施行)に基づき、地域福祉計画と一体的に策定

4 計画策定体制



5 計画策定スケジュール(案)

内容	令和2年度												令和3年度												R	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
内容	令和2年2月 住民自治協議会間アンケート 小中学校アンケート																									
市議会																				○				○		計画実施
社会福祉審議会			諮問																				答申			
地域福祉専門分科会			○																					○		
市民企画作業部会																								○		
部長会議																								○		
地域福祉庁内推進会議			○																					○		
地域福祉推進会議																										

令和2年2月
住民自治協議会間アンケート
小中学校アンケート

第三次計画中間評価

計画骨子づくり

まちづくりアンケート結果

素案作成

パブリックコメント

修正案作成

計画案決定